

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、平成26年3月1日に、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記のとおり開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

記

〇〇〇〇〇〇〇は時間外、休日緊急連絡を正規職員以外に受けさせている。しかも、上記緊急連絡を受けた場合、電話の内容、相談事項等に対応者に聴取させている。今回〇〇〇〇〇〇〇が移転した地域は〇〇中心部とは異なり地縁、血縁関係が非常に強い地域であり、聴取した個人情報に対応者から漏れることが無いか配慮されているかを確認するため下記の資料の開示を希望する。

平成25年度新たに対象者全員が任用されたが任用者の在住地域（個人名は不要。市区町村単位の在住地域が確認できれば可）

（尚、本請求は〇〇第1508、1509号において、該当職員に対して個人情報保護についての教育記録、誓約書等が存在しないことが明らかになったために提出させていただきました。行政側から一般市民が安心できるように書類を揃えて開示していただきたい。）

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成25年度に〇〇〇〇〇〇〇〇において採用した緊急電話対応業務に従事する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の「履歴書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成26年3月28日に、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

「対象行政文書には、職員の住所のほか、学歴、職歴、家族状況等が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。」

- 3 異議申立人は、平成26年4月20日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、異議申立人の請求内容に対応する文書の開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今回〇〇〇〇〇〇〇が移転した地域は〇〇中心部とは異なり地縁、血縁関係が非常に強い地域である。申請人は児童虐待という秘匿性の高い個人情報非常勤職員から漏れることが無いか確認するため、平成25年度任用者の居住地域に偏りが無いことを調べる必要がある情報開示を請求した。個人の履歴書の開示を請求したわけではない。別添資料の公文書開示趣旨に則った一番近い情報を開示すべきである。申請人の目的は児童虐待通報者の個人情報が漏れない体制で運用されているかを確認することである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

開示請求内容は、非常勤職員の在住地域がわかる文書であり、請求内容に該当する行政文書として履歴書を特定している。

当該行政文書には、個人の氏名、住所、学歴、職歴、家族の状況等職員の履歴に関する情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため、条例第8条第1項第2号の非開示情報に該当するものである。また、当該行政文書に記載されている情報は、身分に係る情報として人事管理上保有している内容であることから、同号ただし書口の規定する「公務員の職務の遂行に係る情報」に該当しないことから、非開示情報に該当すると判断したものである。

なお、条例第9条の規定により条例第8条第1項第2号の規定に該当するとし

て、非開示とした部分を除いた部分に、有意の情報が記載されていないと明らかに認められたことから、非開示決定をすることが妥当と判断したものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 条例第8条第1項第2号の該当性について

#### (1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」については、開示しない旨規定されている。

しかし、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容

に係る部分

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性の検討

本件行政文書には、非常勤職員の氏名、性別、生年月日、住所、学歴、職歴、免許・資格、趣味・特技、志望動機、家族の状況等個人に関する情報が記載されており、実施機関は、条例第8条第1項第2号本文に該当するものとして、一律非開示としている。

異議申立人は、同号本文の規定により非開示とした情報のうち、非常勤職員の住所地についてのみ開示を求めていることから、当審査会では当該情報についてのみ検討することとする。

非常勤職員の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報である。また、当該情報は、非常勤職員個人の居住地という私事に関する情報であって、当該非常勤職員の職務遂行に係る情報ではない。さらに、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報ではない。このことから、非常勤職員の住所は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書き及びロのいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

この点について、異議申立人は、請求内容に「市区町村単位の在住地域が確認できれば可」とあるように、非常勤職員の住所のうち市区町村名までの情報の開示を求めている。そこで、非常勤職員の住所のうち市区町村名までの情報の同号該当性について検討する。

当該情報は、それだけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される可能性がある。この点に関し、公務員等の氏名は、同号ただし書きロの規定により、「職務の遂行に係る情報」であるときは開示され得る。したがって、非常勤職員の住所のうち市区町村名までの情報は、氏名という他の情報を組み合わせることにより特定の個人を識別し得るものと認められる。このことから、非常勤職員の住所のうち市区町村名までの情報についても、同号本文に該当すると認められ、非開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書を開示しないと決定したことは妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 5. 22	○ 諮問を受けた。(諮問第206号)
26. 6. 10	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 1. 20 (第341回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 2. 23 (第342回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成27年3月23日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
齋藤信一	法律家	
坂野智憲	法律家	会長
渋谷雅弘	学識経験者	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	